

国産ワインの表示に関する基準

昭和61年12月23日制定
平成17年11月22日改正
平成18年11月21日改正
ワイン表示問題検討協議会

(目的)

第1条 この国産ワインの表示に関する基準（以下「基準」という。）は、国産ワインの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、事業者が国内消費用として、販売のため製造場から移出する国産ワインに適用する。

(用語の定義)

第3条 この基準における用語の意義は、次による。

- (1) 「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号。以下「酒類業組合法」という。）第2条（定義）第2項に規定する酒類製造業者のうち、国産ワインを製造して販売する者をいう。
- (2) 「国産ワイン」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条（その他の用語の定義）第13号に規定する果実酒のうち、原料として使用した果実の全部又は一部がぶどうである果実酒（以下「ワイン」という。）で、かつ、日本国内で製造したもの
 - ロ イの酒類に本条(3)に規定する輸入ワインを混和したもの
- (3) 「輸入ワイン」とは、日本国外で製造されたワインをいう。
- (4) 「製造」とは、酒税法第3条第13号に規定する果実酒を製造する行為及び本条(2)ロの行為をいう。

(法令の規定に基づく表示)

第4条 事業者は、酒類業組合法のほか食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令により、国産ワインについて表示が義務付けられている事項については、それらの定めるところにより、適正に表示するものとする。

(必要な事項の表示)

第5条 事業者は、国産ワインを製造場から移出する時まで、次に掲げる事項を当該ワインの容器に明りょうに表示するものとする。

(1) 製造者名の表示

次の表示例に従い、製造者名又は製造者名と製造場名を表示する。

(表示例)

「製造者〇〇株式会社」、「〇〇株式会社製造」又は「〇〇株式会社××（ワイナリー等）製造」

(2) 輸入原料を用いて製造した国産ワインの原料果実等の表示

国産ワインの原料として、輸入原料を使用している場合には、使用に係る原料果実名等を、以下の用語区分にしたがい、使用量の多い順に表示する。

なお、表示した用語の末尾には「使用」の文字を付す。

イ 原料として使用した果実等がぶどうのみ、又はぶどうと輸入ワインであるワイン

(表示に用いる用語)

「国産ぶどう」、「輸入ぶどう」、「国産ぶどう果汁」、「輸入ぶどう果汁」及び「輸入ワイン」

ただし、使用したぶどうが乾燥したものである場合には、「国産ぶどう」、「輸入ぶどう」の用語は、「国

産乾燥ぶどう」、「輸入乾燥ぶどう」とする。

- ロ 原料として使用した果実等が複数の果実、又はこれらと輸入ワインであるワイン（表示に用いる用語）
「国産〇〇」（〇〇は、果実の名称をいう。）、「輸入〇〇」、「国産〇〇果汁」、「輸入〇〇果汁」及び「輸入ワイン」

ただし、使用した果実が乾燥したものである場合には、「国産〇〇」、「輸入〇〇」の用語は、「国産乾燥〇〇」、「輸入乾燥〇〇」とする。

なお、使用した果実の種類が多数あり、そのすべてを表示することが困難な場合には、次の方法によることができる。

- (イ) 上記の用語区分にしたがい、各用語区分の中で使用された主たる果実の名称等を表示する方法

この場合、当該用語の後に「他」「(ほか)」の文字を付す。

- (ロ) 「国産果実」、「輸入果実」、「国産果汁」、「輸入果汁」及び「輸入ワイン」の用語により表示する方法

2 表示の場所は、次による。

- (1) 前項(1)の表示は、メインラベル又は肩貼とする。
(2) 前項(2)の表示は、メインラベル、肩貼又は裏ラベルとする。

3 表示に使用する文字の大きさは、8ポイント以上の統一のとれた日本文字とする。

ただし、375ミリットル以下のものにあつては、5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

(特定の事項の表示)

第6条 事業者が、以下の特定事項を国産ワインの容器に表示しようとする場合には、当該各項に定める基準に従うものとする。

1 国産ぶどう 100%使用

原料として使用した果実の全部が国産ぶどう（ぶどう果汁を含む。次項において同じ。）であるワインでなければ国産ぶどう 100%使用と表示してはならない。

2 〇〇産ぶどう 100%使用

原料として使用したぶどうの全部が〇〇産ぶどう（「〇〇産」は、ぶどうの収穫地名をいい、国産のものに限る。）であるワインでなければ〇〇産ぶどう 100%使用と表示してはならない。

3 産地

- (1) 使用した原料果実の全部がぶどう（次項及び第5項において同じ。）で、かつ、同一の地（以下、「産地」という。）で収穫したぶどうを75%以上使用したワインであるもののうち、次に掲げるものでなければ産地を表示してはならない。

イ 当該産地が国内であるものについては、使用したぶどう（ぶどう果汁を含む。）のすべてが国産であるもの

ロ 当該産地が国外であるものについては、産地の表示は行わない。

ただし、事業者が国外に自園を有し、当該園のぶどう（生ぶどうに限る。）を輸入して製造したワインであつて、当該ぶどうについて原産地の証明があり、かつ、当該産地名を使用することについて公的機関の承諾があるものを除く。

- (2) 産地表示と紛らわしい商標等に対する打ち消し表示

事業者は、国産ワインに表示する商標及び商品名等（以下「商標等」という。）が、産地の表示と紛らわしい又は誤認するおそれがあると思慮する場合には、これを取り除くための表示を行うものとする。

いわゆる「御当地ラベル」、「観光地ラベル」、「プライベートラベル」についても同様とする。

4 品種

使用したぶどうのうち、同一品種のぶどうの使用割合が75%以上であるワイン、又は同一品種のぶどうの使用割合は75%未満であるが、上位2品種のぶどうの使用割合の計が75%以上であるワインで次に掲げるものでなければ品種を表示してはならない。

使用した品種が2以上である場合の品種表示は、上位1品種又は使用割合の多い順に2品種とし、上位1品種のみを表示する場合には、その使用割合が75%以上のもの、上位2品種を表示する場合には、ロゼワインを除き、上位2品種のうち、少ない方の品種の使用割合が15%を超えるもの。

5 年号(収穫年)

使用したぶどうのうち、同一収穫年のぶどうを75%以上使用したワインで、次に掲げるものでなければ年号を表示してはならない。

イ 年号表示を行おうとするワインが国内原料によるものである場合は、使用したぶどう(ぶどう果汁を含む。)の全部が国産であるもの

ロ 年号表示を行おうとするワインが国外原料によるものである場合は、第3項(1)のロに該当するもの

6 産地、品種又は年号を併用して表示する場合は、次の基準に従うものとする。

- (1) 産地、品種の併用表示を行う場合は、産地表示に係るワインのみで、品種表示の基準に合致するものでなければならない。
- (2) 産地、年号の併用表示を行う場合は、産地表示に係るワインのみで、年号表示の基準に合致するものでなければならない。
- (3) 品種、年号の併用表示を行う場合は、品種表示に係るワインのみで、年号表示の基準に合致するものでなければならない。
- (4) 産地、品種、年号の併用表示を行う場合は、産地表示に係るワインのみで、同時に品種表示及び年号表示の基準に合致するものでなければならない。

(特定用語の使用基準)

第7条 事業者が、以下の特定用語を国産ワインの容器に表示しようとする場合には、当該各号に定める基準に従うものとする。

(1) 貴腐ワイン、貴腐

ほとんどが貴腐化されたぶどう(国産のものに限る。)のみを使用し、発酵前の果汁糖度(転化糖換算)が30g/100㎖以上の醪から製造したワインでなければ、貴腐ワイン又は貴腐と表示してはならない。

(2) 氷果ワイン、アイスワイン

ほとんどが氷結ないし凍結したぶどう(国産のものに限る。)のみを使用し、採果解凍前に搾汁して得られた果汁の発酵前の果汁糖度(転化糖換算)が30g/100㎖以上の醪から製造したワインでなければ、氷果ワイン又はアイスワインと表示してはならない。

(3) クリオエキストラクション

人為的にぶどう(国産のものに限る。)を冷凍し、当該冷凍により凍結したぶどうを圧搾して得られた糖度の高い果汁のみを使用して製造したワインでなければ、クリオエキストラクションと表示してはならない。

(4) 冷凍果汁仕込

人為的にぶどう果汁(国産のものに限る。)を冷凍し、当該冷凍により生じた氷を除去する方法により、糖度を高めた果汁のみを使用して製造したワインでなければ、冷凍果汁仕込と表示してはならない。

(5) シュールリー

ぶどう(ぶどう果汁を含み、国産のものに限る。)を原料として発酵させたワインで、発酵終了後びん詰時点までオリと接触させ、仕込後の翌年3月1日から11月30日までの間に容器に詰めたものでなければ、シュールリーと表示してはならない。

(6) 限定醸造

ぶどう(ぶどう果汁を含み、国産のものに限る。)を原料としたワインで、総びん詰本数を告知したものでなければ、限定醸造と表示してはならない。

(7) CHÂTEAU (シャトー). DOMAINE (ドメーン)

製造したワインの原料として使用したすべてのぶどう（ぶどう果汁を含み、国産のものに限る。）が、自園及び契約栽培に係るものでなければ、CHÂTEAU (シャトー). DOMAINE (ドメーン) と表示してはならない。

(8) ESTATE (エステート)

製造したワインの原料として使用したすべてのぶどう（ぶどう果汁を含み、国産のものに限る。）が、自園及び契約栽培に係るもので、かつ、その製造に係る製造場が当該ぶどうの栽培地域内であるものでなければ、ESTATE (エステート) と表示してはならない。

(9) 元詰、〇〇元詰

ワインの原料として使用したすべてのぶどう（ぶどう果汁を含み、国産のものに限る。）が、自園及び契約栽培に係るもので、かつ、当該ワインをその製造に係る製造場においてびん詰したものでなければ、元詰、〇〇元詰（「〇〇」は、製造者名をいう。）と表示してはならない。

(10) 無添加

ぶどうのみを原料としたワインで、無添加の文言に連続して当該要因を表記したものでなければ、無添加と表示してはならない。

(例)「酸化防止剤無添加」等

(説明表示)

第8条 事業者が、商品の説明を行う場合の説明表示は、事実を正確に伝えるものでなければならない。

ただし、事実に基づく表示であっても、都合の良い部分だけを摘出した表示及び内容について誤認を与えるような表示であってはならない。

(消費者に誤認される表示の禁止)

第9条 事業者は、国産ワインの取引に関し、次の各号に掲げる表示を行わない。

(1) 国際間の協定及び海外におけるワイン生産国の法令等により保護され、国際的に認められていて、当業界としても尊重すべき用語の表示（日本語表記によったものを含む。）

(2) 原産国について誤認されるおそれがある表示

(例示)

① びん詰輸入ワインと誤認されるような表示

② 海外におけるワインの産地を連想させる「〇〇風」、「〇〇タイプ」等の表示

(3) 産地について誤認されるおそれがある表示

(例示)

ぶどうの収穫地と誤認されるような醸造地名の表示

(4) 天然、自然、純粋等の文言を用いた表示

(例示)

「NATURE」、「PURE」、「天然」、「自然」、「純〇〇」等

(5) 最高、最高級、最良（ベスト）等業界における最上級を意味する表示

(6) 客観的根拠に基づく具体的な数値又は根拠がないのに日本一、第一位、当社だけ、他の追随を許さない、代表、いちばん等唯一性を意味する表示

(7) その他、次に掲げる表示

イ ぶどうを原料としたワインで、「貴腐」、「貴腐ワイン」と認識させるおそれのある表示

(例示)

貴富、貴熟、貴腐方式

ロ ぶどうを原料としたワインで、「氷果ワイン」、「アイスワイン」と認識させるおそれのある表示

(例示)

氷結果ワイン、凍結果ワイン、氷結仕込方式

ハ 「本場」の文言を用いた表示

ニ 「手造りワイン」等「手造り」の文言を用いた表示

(表示上の注意事項)

第10条 事業者は、次のような表示は行わない。

- (1) 過剰な飲酒を勧めるような表示
- (2) イッキ飲み等短時間の間に多量に飲酒することを勧めるような表示
- (3) 酒類ではないと誤認させるおそれのある表示
- (4) 自己の製造し販売する国産ワインの内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認させるおそれのある表示

(基準の運営)

第11条 当協議会は、この基準の目的を達成するため、この基準の周知徹底、相談及び指導に努め、会員の製造する国産ワインの表示に関し、この基準に照らして問題となる事案が発生した場合には、当該会員に対し、当協議会名をもって問題の是正について注意を促すことができる。

この場合、必要に応じ関係官庁と協議する。

附 則

この基準は、昭和62年1月1日から実施する。

附 則

1 この基準は、平成18年1月1日から実施する。

ただし、実施日において、既に販売のため容器詰めされている国産ワイン及び当該ワイン製造のために所持している国産ワイン、輸入ワインについては適用しない。

また、既存の容器、ラベルの在庫量等の関係及び準備の都合等がある場合には、実施日以後できるだけ早い時期に実施することとする。

2 第6条(特定の事項の表示)第3項(2)の規程は、産地名が商標等となっていて、この基準の実施日以前に、既に市場に供給している商品については、当分の間、その適用を猶予する。

3 第7条(特定用語の使用基準)(7)の規程は、事業者が、この基準の実施日以前に、海外に自園を有し、当該園のぶどうによりワインを製造して第7条(7)の表示を行い市場に供給している商品については、当分の間、その適用を猶予する。

附 則

この基準は、平成18年11月21日から実施する。

(注) ワイン表示問題検討協議会は、道産ワイン懇談会、山形県ワイン酒造組合、山梨県ワイン酒造組合、長野県ワイン協会、日本ワイナリー協会で構成されている。

ワインの表示に関する了解事項

〔昭和62年 1月21日制定〕
〔平成17年11月22日改正〕

(用語の定義)

第1条 基準第3条2イの「果実」とは、日本標準商品分類の分類番号69-8に属する果実(分類番号69-7412のうめ、同69-7413のゆず類及び同69-78の果実的野菜を含み、同69-85の穀果類(例えば、くり、くるみ、アーモンドのように子房壁が硬化して堅い殻を作り、種子を食用とするものをいう。)を除く。)をいう。

2 基準第3条2イの「原料として使用した果実」には、果実を搾汁したもの、濃縮させたもの、乾燥させ若しくは煮詰めたものを含む。

なお、果実の生産地が国内であるか、国外であるかは問わない。

3 「ワイン」には、発泡性を有するものを含む。

4 事業者が、他の事業者から酒税法第28条(未納税移出)の規定により国産ワインを移入する場合には、この基準の適用上、当該他の事業者から必要な情報を入手し、記録、保存しておくものとする。

5 基準第3条3の「輸入ワイン」は、酒税法第28条の3(未納税引取)の適用を受けたものであるか否かを問わない。

(必要な事項の表示)

第2条 基準第5条第1項1の選択により表示する場合の「製造場名」は、その製造に係る製造場をいうが、当該ワインが酒税法第28条の規定により、自己の他の製造場に未納税移出された場合には、当該他の製造場をいう。

第3条 基準第5条第1項2の「使用量」は、使用に係る原料果実等から製造した酒類の製品に占める容量とする。

2 事業者は、基準第5条に規定する必要な事項の表示に当たっては、可能な限り大きな文字で表示するよう努めるものとする。

(特定事項の表示基準)

第4条 基準第6条第1項の「国産ぶどう100%使用」の表示を行う場合は、「純国産」など「純」の文言を用いた表示は行わない。

2 原料として使用した果実の全部に国産ぶどう(ぶどう果汁を含む。)を使用していないワインについては、国産ぶどう使用等国産ぶどうを強調する表示は行わない。

3 原料として使用した果実の全部に〇〇産ぶどう(ぶどう果汁を含む。)を使用していないワインについては、〇〇産ぶどう使用等収穫地を強調する表示は行わない。

第5条 基準第6条第2項の「収穫地名」は、都道府県名、市町村名、字等の地区名、畑名又は古地名とする。

2 基準第6条第3項1の産地名には、前項に規定するもののほか、事業者が産地名として使用している地域名を含む。

第6条 基準第6条第3項2の打ち消し表示は、次のいずれかの方法による。

(1) 商標等の名称は、当該ワインのぶどうの産地ではない旨を、当該商標等を表示したラベルに表示する方法

(例) 〇〇は、このワイン(ぶどう)の産地(収穫地)を表す表示ではありません。

(2) 当該ワインのぶどうの産地を、次により、商標等を表示したラベルに表示する方法

イ 1つの産地のぶどう(国内産のものに限る。ロにおいて同じ。)を75%以上使用しているとき

当該産地(収穫地)名

(注) 当該産地(収穫地)名を町名で表示しようとする場合は、県名及び町名とし、当該地が他都道府県である場合には、市町村名を省略しても差し支えない(ロにおいて同じ。)

ロ 複数の産地のぶどうを使用している(イに該当するものを除く。)とき

当該複数の主たる産地(収穫地)名

2 「〇〇の国」又は「〇〇ワイン」等と称するワインで、産地の表示条件を満たしていないものについては、前項のいずれかの方法により、誤認防止の措置を講ずるものとする。

ただし、「御当地ラベル」、「観光地ラベル」及び「プライベートラベル」については、前項1)の方法のみとする。

3 「甲州産」は、産地の表示とする。

「甲州産」及び「山梨のワイン」のように、地名に「産」又は「のワイン」の付いているものは、産地を強調したものとして取り扱う。

第7条 基準第6条第4項の品種の表示に当たっては、原料として使用されたぶどうの形状（生果、果汁、輸入ワイン）及びその産地（国内、国外）を問わない。

2 基準第6条第4項の品種表示を行う場合、当該ワインが、輸入原料を使用したものである場合には、原産国で発行された証明書（公的機関若しくは輸入ワインの製造者等による証明書）のあるものに限る。

3 「甲州」は、品種名とする。

したがって、例えば「甲州の旅」、「甲州物語」等の場合は、甲州種によるワインを75%以上使用したものでなければならない。

(特定用語の使用基準)

第8条 特定用語の使用基準は、次による。

(1) 基準第7条1)（貴腐ワイン、貴腐）関係

イ 基準第7条1)の貴腐とは、ぶどうの樹上において果皮にボトリティス・シネレア菌が繁殖し、果皮表面から水分が蒸発して糖分が上昇した萎びた果実の状態又はその現象をいう。

ロ 貴腐ワイン、貴腐の表示基準において、ほとんどとは、4分の3程度をいい、残余の分についても貴腐化が進行しているものに限るものとする。

(2) 基準第7条2)（氷果ワイン、アイスワイン）関係

基準第7条2)の氷果とは、ぶどうが樹上において自然条件下で氷結（凍結）した状態又はその現象をいう。

(3) 基準第7条3)（クリオエキストラクション）関係

基準第7条3)に規定する方法により製造したワインに用いる特定用語は、同条3)に規定する用語のみとする。

(4) 基準第7条4)（冷凍果汁仕込）関係

基準第7条4)に規定する方法により製造したワインに用いる特定用語は、同条4)に規定する用語のみとする。

(5) 基準第7条5)（シュールリー）関係

基準第7条5)に規定する発酵終了後びん詰時点までオリと接触させたワインには、製造に係る容器のワインを、オリと接触させた状態で更に他の容器に移動した後、びん詰したものを含むものとする。

(6) 基準第7条6)（限定醸造）関係

基準第7条6)で規定する総びん詰本数の告知は、当該ワインのラベル又は当該ワインに付される首掛けにおいて行うものとする。

(7) 基準第7条7)（CHÂTEAU（シャトー）、DOMAINE（ドメーヌ））、(8)（ESTATE（エステート））、

(9)（元詰、〇〇元詰）関係

基準第7条7)、(8)、(9)に規定する「契約栽培に係るもの」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 文書による契約がある。

ロ 契約期間が2年以上である。

ハ 栽培地域として地区又は畑を指定している。

(8) 基準第7条9)（元詰、〇〇元詰）関係

イ 表示する文字の大きさは、基準第5条（必要な事項の表示）第3項に規定する大きさとする。

ロ 「元詰」の表示において、「元詰」文言の前に、製造者名又は製造者名と製造場名を表記する場合には、この表示をもって、基準第5条第1項1)の製造者名の表示とすることができる。その場合の表示の場所は、基準第5

条第2項1)による。

(9) 基準第7条10) (無添加) 関係

イ 表示する「無添加」の文字の大きさは、要因として表記する文字の大きさを上回ってはならない。

ロ 基準第7条10)のワインは、ぶどうの形状(生果、果汁、輸入ワイン)及びその産地(国内、国外)を問わない。

(説明表示)

第9条 基準第8条の表示において、ブレンド割合や基準に達しない数値等の説明表示を行おうとする場合には、多い順にその割合、数値等をすべて表示するものとする。

2 ぶどう(ぶどう果汁を含む。)を原料の全部とするワインについて、貯蔵期間の説明表示を行う場合には、優良誤認とならないよう最低貯蔵期間を貯蔵期間として表示するものとする。

(消費者に誤認される表示の禁止)

第10条 基準第9条(1)の用語とは、次のようなものをいう。

(1) マドリッド協定に基づくぶどうの産地名に由来する用語

(例示)

「CHAMPAGNE」、 「PORT」、 「SHERRY」、 「MADEIRA」、 「RIOJA」、 「CHIANTI」
等

(2) 海外のワイン生産国の法令等により保護されている用語

(例示)

「VIN DE PAYS」
「VIN DELIMITE DE QUALITE SUPE RIEURE (V. D. Q. S.)」
「APPELLATION D'ORIGINE CONTROLEE (A. O. C.)」
「PREMIER (I er) CRU」
「GRAND CRU」
「CRU CLASSE」
「PREMIER (I er) CRU CLASSE」
「GRAND CRU CLASSE」
「PREMIER (I er) GRAND CRU CLASSE」
「GRAND VIN」
「LANDWEIN」
「QUALITATSWEIN BESTIMMTER ANBAUGEBIET (Q. b. A.)」
「QUALITATSWEIN MIT PRADIKAT (Q. m. P.)」
「KABINETT」
「SPATLESE」
「AUSLESE」
「BEERENAUSLESE」
「EISWEIN」
「TROCKENBEERENAUSLESE」
「LIEBFRAU (EN) MILCH」
「CLASSICO」等

第11条 基準第9条(4)の「天然」等の用語は、商品説明のために説明表示の中で使用する場合には、その使用を妨げない。

(例示)

——天然の酵母を用いて——